

東労基発0411第1号-2  
平成29年4月11日

公益社団法人 東京ビルメンテナンス協会 会長 殿

東京労働局労働基準部長

ロープ高所作業に掛かる安全対策の更なる推進について（要請）

日頃より、労働安全衛生行政の推進にあたり、格別の御理解と御協力を賜り深く感謝申し上げます。

「ロープ高所作業」につきましては、高所からの墜落等による危険を防止するため、昨年、労働安全衛生規則の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第129号。以下「改正省令」という。)が施行されました。(施行日は平成28年1月1日。ただし、特別教育の施行日は平成28年7月1日。)

事業者には、改正省令に基づき、現在、ライフラインの設置、堅固な支持物への緊結やロープの切断を防止するための措置の実施、安全帯の使用等に加え、作業場所の事前調査とそれに基づく作業計画の策定等作業場所に応じた対策の実施、作業指揮者や作業開始前点検による措置の確実な実施等の基本的な安全確保のための措置を講ずるとともに、ロープ高所作業に従事する労働者への特別教育の実施が義務付けられました。

この一方、東京労働局管内においても本年1月及び3月にビルの窓ガラス及び外壁清掃作業中に、安全帯の不使用を原因とする死亡災害が2件発生している状況です。

このため、改正省令により義務付けられたロープ高所作業に係る基本的な安全確保のための措置の履行、特別教育の実施に加え、安全帯等の取付設備等に係る履行の徹底についても、改めて、事業者等に広く周知を行っていただくことが必要といえます。

貴団体におかれましては、下記の事項について、引き続き、貴会員や、貴会員のみならず、ロープ高所作業に従事する者を広く対象として、自主的なパトロール等の安全衛生活動を実施していただき、改正省令で定めた措置の状況等を確認等することにより、ロープ高所作業に係る安全対策を更に推進していただきますよう、御協力をよろしくお願いします。

また、ロープ高所作業における安全水準を向上させるためには、法令に定める労働者でない者、いわゆる一人親方や企業の経営者を含めた関係者にも、改正省令に定める措置や特別教育の実施が効果的といえることから、貴会員のみならず、ロープ高所作業に従事する者を広く対象として、引き続き、当局との合同によるパトロールの安全衛生活動を実施していただきますよう、併せて、御協力をよろしくお願いします。

記

1 ロープ高所作業に係る基本的な安全確保のための措置の履行

改正省令により義務付けられたロープ高所作業に係る基本的な安全確保のための措置について、現場での履行を図ること。とくに、改正省令により、ライフラインの設置が新たに義務付けられたにもかかわらず、平成 28 年、ライフラインの未設置を原因とする死亡災害が発生していることから、ライフラインを設置すること。

## 2 特別教育の確実な実施

改正省令及び安全衛生特別教育規程（昭和 47 年労働省告示第 93 号）に基づき、ロープ高所作業に従事する労働者には、特別教育を確実に実施すること。なお、特別教育については、学科教育及び実技教育により行われるものであること。

## 3 安全帯等の取付設備等に係る履行

高さ 2 メートル以上の箇所で行う場合において、労働者に安全帯等を使用させるときは、安全帯等を安全に取り付けるための設備等を設けなければならないこと。

(添付)「ロープ高所作業」での危険防止のため 労働安全衛生規則を改正します（平成 27 年 9 月）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzenaiseibu/0000104440.pdf>

# 労働安全衛生無料セミナー開催のお知らせ

## ロープ高所作業特別教育、現場責任者向けセミナー

昨年（平成28年）1月1日、「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」が施行され「ロープ高所作業」において、ライフラインの設置、作業前点検の確実な履行等、ロープ高所作業に係る基本的な安全確保のための措置について、現場での履行を確実に図ることが新たに義務付けられました。

また、同年7月1日以降、ロープ高所作業に従事する労働者に対する特別教育の実施についても新たに義務化されました。

つきましては、法改正の概要、ビルメンテナンス会社の元請責任、現場作業所責任者の事前確認等のセミナーを開催します。

### 記

- 1 日 時：平成29年7月7日(金) 14:00～16:30
- 2 講師：(一社)東京ガラス外装クリーニング協会 理事 大山 博己 氏
- 3 会場：ビルメンテナンス会館4階
- 4 セミナー内容：
  - 1) 労働安全衛生法の安全衛生教育、及び労働安全衛生規則の特別教育を必要とする業務
  - 2) 安全衛生特別教育規程に定める学科教育と実技教育
  - 3) ロープ高所作業とブランコ作業
  - 4) ブランコ作業の定義
  - 5) 労働災害の防止と関係法令
- 5 対象：ビルメンテナンス会社のロープ高所作業現場責任者など
- 6 定員：50名
- 7 参加費：無料
- 8 締め切り：6月30日(金)
- 9 申込み方法：

東京協会ホームページからも申込み可能です。当日、「返信申込書」をご持参ください。

お申込みいただいた個人情報に関しては、本セミナー以外で使用いたしません。